

第 45 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「魚介類せり売営業の」を「魚介類競り売り営業の」に、「魚介類せり売営業許可申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可申請手数料」に改め、同項第34号中「<sup>しょう</sup>醤油製造業の」を「<sup>しょう</sup>しょうゆ製造業の」に、「<sup>しょう</sup>醤油製造業許可申請手数料」を「<sup>しょう</sup>しょうゆ製造業許可申請手数料」に改め、同項第39号中「めん類製造業の」を「<sup>しょう</sup>麺類製造業の」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「<sup>しょう</sup>麺類製造業許可申請手数料」に改め、同項第118号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同項第179号の2ア中「よるものであること」を「よって確かめられる安全性を有するものであるかどうか」に改め、同号イ中「額」の次に「（構造計算適合性判定が比較的容易にできる構造計算として知事が定めるものによって確かめられる安全性を有するものであるかどうかの判定を行う場合は、別表第9の5に掲げる区分に応じた額）」を加え、同項第243号中「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第244号を次のように改める。

(244) 削除

第2条第1項第245号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項第246号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第247号を次のように改める。

(247) 削除

第2条第1項第248号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同項第250号中「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第251号を次のように改める。

(251) 削除

第2条第1項第252号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同項第253号中「第35条」を「第35条第1項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第254号を次のように改める。

(254) 削除

第2条第1項第255号中「第36条」を「第36条第1項」に改め、同項第256号中「第36条」を「第36条第1項」に改め、「（製剤製造業者等に限る。）」を削り、同項第257号を次のように改める。

(257) 削除

第2条第1項第515号中「第15条」を「第15条第1項」に、「8,000円」を「8,100円」に改める。

第4条中第15項を第16項とし、第11項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 第2条第1項第379号の手数料は、調理師法第3条の2第2項の規定により指定試験機関が試験を行う場合は、当該指定試験機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第9の4の次に次の1表を加える。

別表第9の5（第2条第1項第179号の2関係）

構造計算適合性判定に係る面積	金額
200平方メートル以内のもの	42,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	81,000円

備考

- 1 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築する場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合であって、主たる架構を構成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、構造計算適合性判定に係る面積が200平方メートル以内のもの区分に応じた額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。
- 2 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。
- 3 一の建築確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物の部分（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる一の建築物の部分という。）が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第179号の2の別表第9の5に掲げる区分に応じた額とする。

別表第16の2の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表第26の11の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の11の2（第2条第1項第625号の4の2関係）

区分	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
認定通知書が添付された場合	300平方メートル未満のもの	10,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円
		25,000平方メートル以上のもの	194,000円
認定通知書が添付されない場合	モデル建物法	300平方メートル未満のもの	77,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
	標準入力法又は主要室入力法	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
		25,000平方メートル以上のもの	385,000円
		300平方メートル未満のもの	201,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
	標準入力法	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円
		25,000平方メートル以上のもの	771,000円

別表第26の11の2備考3中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、その前に次のように加える。

- 1 認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項の規定によ

る認定の通知書の写しをいう。

別表第26の11の3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

区分	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額	
認定通知書が添付された場合	300平方メートル未満のもの	5,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,000円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,000円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	61,500円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	77,500円	
	25,000平方メートル以上のもの	97,000円	
認定通知書が添付されない場合	モデル建物法	300平方メートル未満のもの	38,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,500円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上のもの	192,500円
	標準入力法又は主要室入力法	300平方メートル未満のもの	100,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	286,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	338,000円

25,000平方メートル以上のもの

385,500円

別表第26の11の3備考3中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1を同表備考2とし、その前に次のように加える。

- 1 認定通知書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第30条第1項の規定による認定の通知書の写しをいう。

別表第26の12備考3中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考4中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加える。

別表第26の13備考3中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考4中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加える。

別表第26の14住宅部分の項中「性能基準により評価されているもの」を「性能基準により評価する方法」に、「仕様基準により評価されているもの」を「仕様基準により評価する方法、モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表備考5中「第1条第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同表備考6中「第1条第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同表備考9を同表備考11とし、同表備考8中「第1条第1号イ」を「第1条第1項第1号イ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考8を同表備考10とし、同表備考7中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、「規定する基準」の次に「により評価する方法」を加え、同表備考7を同表備考9とし、同表備考6の次に次のように加える。

- 7 モデル住宅法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

- 8 フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第26の11の2から別表第26の14までの改正規定 公布の日

(2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和2年4月1日

(3) 第2条第1項第23号、第34号及び第39号の改正規定並びに附則第3項の規定 令和2年6月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第22号を次のように改める。

22 魚介類競り売り営業許可申請手数料

別表第1手数料の項第33号を次のように改める。

33 しょうゆ製造業許可申請手数料

別表第1手数料の項第38号を次のように改める。

38 麺類製造業許可申請手数料

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。